

神商連発第26号
令和7年6月11日

神奈川県最低賃金審議会会長 様

神奈川県労働局長 様

(一社)神奈川県商工会議所連合会
会頭 上野 孝

神奈川県最低賃金額の審議について（要請）

平素から当連合会の運営にご指導・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年度も中央最低賃金審議会において、令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について答申され、これを受けて、神奈川県最低賃金審議会において議論がされるものと拝察します。

つきましては、審議にあたって配慮していただきたい次の4点について申し入れをします。

なお、日本商工会議所では、厚生労働省に対して、本年4月17日付けで、「最低賃金に関する要望」（別添）を行っていることを申し添えます。

1 各種指標・データによる明確な根拠のもとで納得感のある水準の決定

最低賃金制度は、業績の良し悪しに関わらず全ての企業に対して罰則付きで一律に適用されます。昨年度も前々年度と同様、原油・原材料・物価高騰に苦しむ中小企業の経営実態を超える大幅な引上げがなされました。

今年度も物価の高止まりが続いていることに加え、米国の「相互関税」の影響も出始め、中小企業は価格転嫁を十分に進めることができず、賃上げの原資となる収益が圧迫される厳しい状況にあります。

そこで、今年度の審議に当たっては、中小企業の経営実態を十分考慮するとともに、最低賃金法第9条が定める三要素（①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力）に基づき、各種指標・データによる明確な根拠のもとで、地域の実態に見合った納得感のある水準を、地域における審議によって決定していただくよう要請します。

2 同一県内にあっても地域の実態を踏まえたきめ細やかな制度設計の導入

神奈川県は、隣接する山梨県、静岡県や、東京都に隣接する埼玉県、千葉県との間に大きな格差があります。

現在、地域別最低賃金は、神奈川県内一律となっておりますが、県内においても、東京都に接する横浜・川崎などの都市部と県西部・県北部と比べると、物価や賃金にかなりの格差があることは歴然としております。これは、公務員の地域手当や生活保護費が同じ県内であっても市町村によって異なっていることから明らかであり、県のエリアを区切った決め方が必要です。

特に県境の地域においては、隣接県と同じ地域経済圏にありながら、人件費の負担が重く、経済活動において隣接県の企業との競争に著しい不利益を生じております。

最低賃金については、生活保護費等と同様に、地域ごとの実態を踏まえた、きめ細やかな制度設計を導入していただきますよう強く要請します。

3 中小企業が自発的・持続的に賃上げできる環境の整備推進

中小企業は労働分配率が7～8割と高いうえに、エネルギーコストや人件費などのコスト増加分の価格転嫁が十分に進まず、賃上げ原資が乏しいのが現状です。自発的かつ持続的な賃上げには、生産性向上などの自己変革による付加価値の増大とともに、労務費を含む価格転嫁の推進により賃上げ原資を確保する必要があります。

そこで、「業務改善助成金」などの支援策の普及推進に加え、人手不足が顕著に厳しい産業分野への重点的な支援の措置や、「パートナーシップ構築宣言」の拡大、公正取引委員会が公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の徹底など、価格転嫁の実効性向上に向けた取組みにより、中小企業が自発的・持続的に賃上げできる環境の整備を推進していただくよう要請します。

併せて、「良いモノやサービスには適正な値が付く」という考え方が、消費者を含め社会で広く共有されるよう周知・啓発に取り組まれるよう要請します。

4 改定後の最低賃金の発効日を年度当初とするよう制度の変更

従来から改定後の最低賃金については、ほとんどの都道府県で10月1日前後に発効するプロセスになっています。

そうした場合、各企業は、地方最低賃金審議会での正式決定から発効日までの2カ月程度で最低賃金引上げに対応せざるを得ないため、支払い原資の確保やシステム改修等の準備に十分な対応ができない状況にあります。

また、年度当初に発注した年間契約などは、年度途中での増額改定を発注者へ要求することが困難な場合があり、中小企業の収益を圧迫することとなっています。

このため、発効日は10月1日前後ではなく、指定日発効により年度当初とするよう制度変更を要請します。